

平成18年5月26日

経済産業省

防衛施設庁が発注した建設工事の競売入札談合事件に係る経済産業省所管補助金交付等の停止及び契約に係る指名停止措置について

防衛施設庁が発注した市ヶ谷庁舎新設建築工事、岩国飛行場滑走路移設工事及び佐世保米軍岸壁工事など計8件の工事について、東京簡易裁判所から清水建設(株)、五洋建設(株)等8社を競売入札妨害罪で、略式命令が行われ、国土交通省において建設業法に基づく営業停止処分が行われたことを踏まえ、経済産業省においても、同8社に対して、補助金交付等停止措置及び契約に係る指名停止措置を行うこととする。

概要

1. 防衛施設庁が発注した市ヶ谷庁舎新設建築工事について、東京簡易裁判所は、清水建設(株)の担当者に対して同工事の予定価格に近似する金額を教示し、もって、同社は予定価格に近似した価格により落札し、それぞれ偽計を用いて公の入札の公正を害すべき行為を行ったとして競売入札妨害罪により罰金の支払いを命じる略式命令を出したところ。
2. また、東京簡易裁判所は、防衛施設庁が同様に発注した岩国飛行場滑走路移設に係る埋立・地盤改良工事、港湾施設新設の土木工事、滑走路中央地区埋立工事及び佐世保米軍岸壁工事の7件の工事において、五洋建設(株)、りんかい日産建設(株)、鹿島建設(株)、東亜建設工業(株)、鉄建建設(株)、大成建設(株)及び(株)大林組の7社の営業担当者にも同様に競売入札妨害罪により罰金の支払い命じる略式命令を出したところ。
3. これを受け、国土交通省は清水建設(株)等8社に対して、建設業法に基づく営業処分を行った。経済産業省においても、経済産業省所管補助金交付等の停止及び契約に係る指名停止等措置要領に基づき、補助金交付等停止措置及び契約に係る指名停止措置を行うこととする。

○補助金交付等停止措置及び指名停止措置

(1) 対象事業者

清水建設(株)、五洋建設(株)、りんかい日産建設(株)、鹿島建設(株)、東亜建設工業(株)、鉄建建設(株)、大成建設(株)及び(株)大林組 (計8社)

(2) 期間

平成18年5月26日(金)から6ヵ月

(本発表資料のお問い合わせ先)

大臣官房会計課

担当者：刀禰、伊藤(桂)

電話：03-3501-1511(内線 2217)

03-3501-1590(直通)